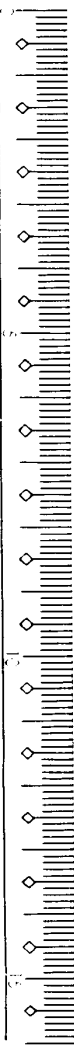


筑前志士傳

四五

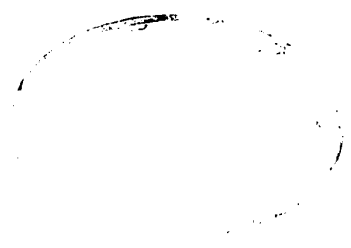
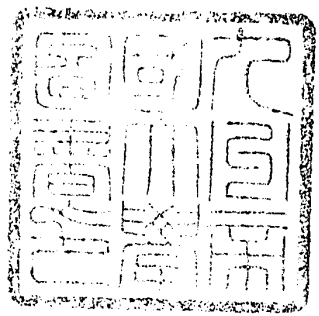
680
子
36

PAI NO 262813



680
千
36

筑前志士傳 四



筑前志士傳卷之四

筑前 長野 誠輯

全 石井廣郷校

筑紫 衛

筑紫衛義門 初名道正字伯義後義門字
子性別名裕新と稱ん小字は虎吉暫く石氏
の養子となり 京守次郎と稱し筑紫守正郎と
道門の庶子母は石氏也天保七年七月那珂郡
檜の郷に生る大志何事なく時勢を傷み益攘の

事ハ念せしむるハナクすと言ふもれハ武士歸
藩して復命せしむる邦君尚長藩を棄て
ずして岩國長府より洗を乞ひて萩に及ん
と欲し長府より義門と伊丹重本森信度
安田頼久をきたされしハモ藩より諸隊の
敵者を鎧拵せしむる死道を洗きしハ厚待
して世々宗家那容殿より我君を謝
し侍頼せしむる言はれ述べては士毎に鞆刺
をたしむる由藩に教せんとせしハ總督より

長藩留高の五郎と平藩の保管せしめらるる
因き信度一人の藩に義門等三人ハ又長府よ
り一月形詳早川敵隊兵を洗きし五郎を
迎へんとせし来りしハ共の事を用意せし
ハ隊士已等の依れせしハ前田孫右衛門利濟楢
侍兵部清義等数人のある由因せしハ既り
危しときこそ憂歎しけしハ日行の軍是城
救んとて義門は流後の関上郁太郎祐廣と副
と萩よりししハ十二月五日長藩より謁せん

乞ひもまた老臣完戸備前親基等明倫彼
て相見んとし義門世行の君候は謁告するを
執政の旨は告入し候に一日七日慶喜の凶
辰せしむし天樹院より連入をせし二入進見
する候をせしめ執政有目列坐しきり
義門祐廣を名をて即今邪論蔓延し
恐れおのり天幕共々姦人獲赦し奉りて君
父子の誠意も貫徹せんとす慶喜邪人の一擧も
百く止むと云ふらるるも邪心なきは衆人の為

まじり候も姦人口實にすし一証は羽教名
付るも是る物も二度とて由直を辨論する
がし只命りよ給ひ兵を起し既ぬ敷る云候
迫るもより三執政を考謀を衆科よ處し衆を
謝し是の速よ兵を解くもよ尚君父子を慶
一萩山口二城を懐ち云脚を押し送りしと
責らるるもは空しく我輩は憤懣すもまじり
薩那は是の痛く寡君の天下此るよ是方せし
るべき候なりて謀りし故に総督の院しよ云脚の

西國の後へて兵を解へしと議せしむるに
相尋るる隊士の論は一應も正氣を挽めし前議を
固守すのさしよて左論の如し御事をさるる政
府より隊士の皆無暴とて棄絶すは薩藩を
咎とせし故曰り月形洗兵衛等隊士に由り
事情を辨へ務く忍び難きを忍びて恢復
を期するにあつたは我輩は月形めがす
若し如く事起らば兵端を用ひざる薩の大言を
又皇國の利ありと説きし隊士皆肯ん

しり政府事情を察して密接して若彼等の
暴行を論れしとて宥めし然るに彼等
公卿を防護して政府を抗すし一率藩先
薩藩を諍りしれは隊を起しし高橋等
横濱に即ちの函を解きし其意はし
隊士の説はしめ且薩人の應揚して私解し
治り隊を起ししとて全しし一は薩藩を
事し二士等を赦宥すし二藩同族すし
便宜しと説きし候然るに其義門君と

しと二士なきの進退は難く後志と追ひしる。
大の怒氣を散せしむけし侍臣暫く苦を倍
とよと謝ししれは二士容赦の退きしり
管意のくさつりおしき月正二志忠通貫と
彼二士の攘の大義を志し今日の形勢を
ししぬは里統の兵解るまては要立し解
弊害の月統は於ては尚ほ度々依頼す
きしし馬関は情の白ゆき共の隊兵
訖得し終る玉御西渡し後しきしに

其をひくそ義門我君の意を受まは私り
書を献りしは命を矯るの責をとり敬と
森通寧の命しそ書を乞還ししり
彼前田も数人の遂は斬るをせしむしとや
明る其意えしは秋原より義門の刀と銀子を
與ししそ昔の御しきる玉御宰府の宮居
のほ保管の玉座より尾張総督の吉岡の爲
よ各居りを登せしそ義門も倉八松九郎正隣
戸川佐々左衛門正章淺香茂兼早川敬し共り

上京に於て時義門密に測と祐廣と義廣の赤根
武人を獲りて一に斃きて二に一も幕吏のるよ
捕らるる義門等祐廣の後婢衆を交き親
族を保管せしめりきふ或は紀淳はあひこの
帰りにて身は困窮よ今日吏人の罰なきを憂ふ
日志の書は死を免るべし是を救ふの道薩
藩に依頼するの外よい言はるる新く禁聞せ
らるる又よつた施を乞ふ事耶と言ひし
日九月六日夕刻を破りて脱走し親族捕吏等

四方を探索せしめ日九日新傷の痕よそを屍を
得し時歳三十也水練をたぎれぬ野河川
北よそへ溺るしよありて一に夜脱しつらむしよ
逃ふしを極むし自海に投せしむんがたふ
後を屍を乞しそ屍を引持せしめり
義門八歳よそ長野の年歳を極む儒学を
学ひ年長しそそは氏の兵法を併せまなひ
そ評のりよそし後時評を旧宗し長侍ふ
遊の圃への兵法を中書書しそ入り日七書

り西三條中納言を始の七人の緝紳を奉りて帰處一割據の報を成けりけり別送幕府をもに思ひ給ふり甚しく諸藩互うお類ひ天下脱の机をんと凡邦君皇を愛へて世子上宗せりの幕府の濠港攘夷の敵愾を遵ましく長徳を安んぜりめられん事を謀り且長徳を論し悔悟せりめり上より寛典の處せり是は民安穩なるめを教へ祖靈の誓ひ決士となし共々神國を成り九月

廿一日發途せりしきし世時有名の士を多くい數十人扈從せりめらる信度も三人して長防を領せり親友中村を二脱藩して防洲ふにせり世子の上宗を欲せんそ方途を建白しけり先入宗せり薩長の氣解を謀りし信度伊能清次郎敏と共々汝の亡命を思ひ給ふこと甚し長崎を捕縛し難けりし幕府を脅せんと密謀し是の止められも肯せりして上り月旋しめられしは敵の將もあらず

けさの捕らへし本意を送り獄の下されし信度
是を以て戸川の章は無二の忠志を以て感ぜし
き一無道なり君の爲す所の必禍あり及
ふらんやうの後何事も傍觀すと言教し
きり此書やめて其の意の思ふに甚き事なれば
諒しししにも困入も思ふに心は信ずる言
ふし再び此書の高きなり其の思ふ甚なり
ら凡無二一人の忠志を以て感ぜししに
を謝しけし此書の第の折し有志

かと思せしむるにけし一巻量ありと感せりさて
世子入京して冬月一在る方列候し面晤し
て國事をお語り朝廷に建言すり前後
教度よりおのれ多し要人有り怠惰しそ
奴様も登り茶肆に入るもあけき信度等
切遠しそ聖にお賜酒既醒しやし尾崎
逸造羽宣後藤五代女に直常徳岩永に佐る
勝任と連名して献言し且湯見を乞ひ
世子をらんて左右を屏もてそ忠志を貴

一己の意見を経り少くもる明多元治元年
大將軍家茂らも入洛せしきされ世をも
殺渴り人し建白せしる既又幕府勅命を
奉り横濱鎖港も決議しされ世も
海軍を乞ひし長慶は悔悟を論じ
その勅命をとりまきまり四月迄を費し
姫浜ふりまきしに本慶もそ要職の牧勝聲
の吉田太郎中京おね二人の爲に斬殺され且
中村無二藏を破りて脱走しきり是長慶の

而もい流言すしと報知しけきは怯者の色残
失い長防を逃けし海路より海軍せしる
るしそ安全をうんとし明石より船を雇
請せんとい黒田山城増熊獨今度長州迄
接の爲命を交しそ長慶父子も面許し流論
せんとい散りありしは流言の依りて流し
流すすは天幕し對して何の期もある他此
誰が本慶の罪障を如何せん論せし君側
の本長防を信じて若し主君の爲に災禍あり

如行よせしむるやと云ふ曾思ふ言を分りてい言ふ一
き極あり物も六在議の如く船行あるべし
我等一人運を天よ任せ陸行し君も依り長
藩を説くんとて既し此議を決せんは信受
る代常徳尾河朝宣と推してそをよ入り長洲
沸騰を笑さしむるそ実否をも知らぬ此地より
舟行して改由し船をせり長加を待りら
るは天幕此命を定むる志強ひ怯怖れ
河名とて下る流し流るんとし深根なるを

我々三人亡命して此地より走舟して彼處より
入り事情を擇り一人途中に返りて報急す
一其報を父孫ふまて陸行し流るべし
と云ひし山城各の志感すの如く
長加よ入る存命し此程も則ち一と云ふ
素子庵後して國とあるのよ時空の通ひ生て
還るよと家人のよ命を失ふ
と云ふは愛するものよ速に脱走す
と云ふは命のよ世のよ心づいて陸行し脱走す

信度等ハ此ノ事ヲ知リテ一三田尻ヨリ
一ノ拓賢若ヲ尋ル依リ木曾也ヨリ至死ニ致
シ船ヨリ上セヨリ一と辨解シテ其レハ翌日
諸藩ノ奔客ニ日度ノ別セリ是ノ程ニ因
情ヲ探ラシ我世ニハ好害ト云レハ
けしハモ分ト告一ハ世ノ長門ノ入りお郡致
シテ是利世ニハ會談一恙形ク帰職セド
色ケレ信度ハ後來ノ者ナレハ三條云書を
福ハ又治山路頼徳朝臣ト葬リ一時事信度

と推一輝ト云先ト進香セ一ハ後ニ度
ノ使者ヲ携ヘラレ後度一モリ後昔如ク
奉使一三條云一も謁見一後香茂使ト云
命ヲ受テ一京極ノ方ヲ探索一ハ長府
士禁闕ノ迫リテ我ヒク作テ急使ト一ト向
レテ治スルハ長ノ命ナリ一ハ日君命ヲ受
テモ度ハ一ハ長府ノ説一ハ存待ト依
一鞅靴ヲ興ラシハ明方ヲ急スルハ
一林忠實ト云一ト終ニ秋ヨリハ十月

世に有るより同志を導き姦計を廻し
上を増やし自ら命を傳へし屠腹せ
し時三十八歳也坂下女養院に葬る其
終に際し一首此詩を家より留る 古きより
かゝるこゝに後志を志して我が身をたゞす
ゆゑに信度合ふなり悼抄。して朋友の交り
厚く好むの意深し。其愛器物尾石より及ぶ少
年より文武の業を勅の且隸書を善し侍り
筆刻を好み長江流るものき書を上本し。

禁烟中密に監三寸横一寸を考はる。心経を
刻し又写し。皆を精好を歎み其家親の孝を
して父久しく病床に在り看病あり。其
時同志の士高段を危く或は薩摩に依れし
或は君前より建言し信度病父を累らふ事
を思ひ行を異し。して君の香火をより
私を依りて君の病を治し。其忠告せしこと
後傳の父終り。後の友人則ち仁徳好近き
本邦に近し連名の上書して君の東行を諫め

又京都に扈從せし日連の海軍一萬餘の
を誅し後と建白月主君父を思ふに功の
如し邦君信度を濼して後を立んと命せし
ましよ子如し族人久保氏の二男久保近致
嗣せんとをひし許のして濼を誅し後
濼を除き旌忠の如しまつて其家の名譽を
ふむい累年勤之れ志存し方向確平とし
して邦家へ心力を尽せしむる不幸
しし一時宛枉のうらと忠志を遂げざりし

を追悼し永世毎に祭祀料しし白銀二
十枚を具せし命せしきけり

万代十兵衛

万代十兵衛常徳始の幸助まゝ安んじたり
天保五年三月都賀良郡大西新倉浦
に當りしもの父孝右衛門武信母庄林氏也
家祖澤基又豊前を以て黒田氏の臣なり

より書信まゝ十一代三百五十八世縁石
五人被下文へ無三組より武意を勵む教意を
傳への上善述より村郷をまゝい師の子武要及
中村教信の共より精兵の名流揚まゝより老より
千事し志は命をさるゝの大義を誦明せしよ
万延元年より甲子震災を極し一語より
議して建言ん文久三年一擧を極し一語
世の上より危候せしめらるゝに在り中

森信度尾所期宣等より言入をよ書んそ
ゆは本意の事變災々れは長防の人關係
すの如く疑ひも地の國力を危懼をり人少
くすなも疑ひ信度期宣と共より因防り
走り三條より他後一事實を報告けきハ
世子心を安んじし長福世子の言談せし
より其初ハ森信度より傳へ詳分よりす
後御意より命を安んじし三田尾より甲子三條より
使一得見せしに懸河張走より事府より

神の御心——後援命成りて其用を弁せり
の家は林守家とて其更なる御心成りたまへり
その時 歳暮くまひの御心成りたまへり
——常夜をさしつゝの御心成りたまへり
穂威のくまひをさしつゝの御心成りたまへり
とよみより終へり——夢を覚えんは十月廿六日の志
を傳へて其計を思ひ——————前後を命
せしむる先後は 嘆かざるは其より名も揚花
時の業本三十一日より学院村長におきりて其の

常夜なるをたれり其の志を郎武義の兄の志を
と興へらる明治二乙三月高き昔往の御心
除き余分を御心又神志の御心は姓名を公表し
日三年七月昔往の業本 御心は志を
方向確半とて——其の御心は御心は御心は
——其の御心は御心は御心は御心は御心は
——其の御心は御心は御心は御心は御心は
——其の御心は御心は御心は御心は御心は
——其の御心は御心は御心は御心は御心は
——其の御心は御心は御心は御心は御心は
——其の御心は御心は御心は御心は御心は

亡舅亡夫人の事感なく——姑を孝養——姑婦
心を併せ徳業を業せ——福を以て明
治二より其志行を善揚せ——姑庄林氏も意
をありて一家親睦す——業せ——後淡島
氏の福主夫人の側侍仕せ——めらも名流
秀野——命せ——

中村系太

中村系太無二少字を為次郎といふ事ふ言ふ
と彌と福士兵助良英の弟二子とて母松尾
氏より天保六年己未九月二日那珂郡春喜の
生る天資英特——奇異あり少年より
専ら文学劍術を以り酷暑邪寒と——と
怠惰せん安政三より学彼師を補せ——有
用の学よ志——昔は慷慨——と國勢の後進
を嘆——在藏の中執政を彼師より学よ

誠の對策を擬し、蘭學の書或論と其言割切
周密より曰く、年四月廿一日、官武混雜乃
此を擇定せんとて、蹤跡を兵學修り、
托し、兵要録一部を撰入、家と託わし、家兄
用之無用と始の曰く、書を以て、訣別し、を
惜み且書中、我はかり事、國家の爲は、
或と決然、曰志なり、固より、その書す、よふ
あ、それ、よ、老母居、またを、心、く、果、
し、る、去、冬、没、し、強、ひ、今、既、よ、百、日、を、經

し、又官を心く、或、去、る、は、春秋の義、
非、ざる、よ、よ、病、を、心、く、敵、を、辞、せ、し、よ、辱
く、許、可、を、受、け、し、り、是、よ、終、く、決、然、と、し、
既、わ、し、も、錄、述、し、且、言、調、一、篇、を、以、て、其、調、
霸途危於機、顛覆半已傾、王道當如砥、突几猶未平、
行路險如此、方向不可輕、我業前途遠、日暮迷紫荆、
初吾年十九、阿爺阻幽明、追慕滿三歲、哭泣稍収聲、
阿孃又罹病、輜車不可停、往事難追悔、未盡反哺情、
咨、父、兮、母、恐、吾、忝、所、生、忠、孝、原、一、致、好、作、國、干、城、

方今天下患俄羅與佛英王霸事可識各國約縱橫
至明見機斷大謀由決成吾有第一務欲學孫吳兵
暫離墳墓處長顯爺孃名不聞人譏我逆施又倒行
既多事と云う京師に入らばと云う幕吏の
守備嚴しとて入ることを得んばと云う
到り管兵輔と稱し文學と云う幕府下は
食客となり天下の動靜を伺ひ大橋順徳は順
帝有志の人と云う水戸は今日志の人を求めんと
順徳は諸藩の世道を平らむ志幕府の懸賞と

を乞ふ件とも云うと云う止められぬやと如く時
の毒り皇國の執益安と云う諸侯侍親す
一と云う此に我建白するを云ふ人々と云う
江戸より傳へんとす順徳若くは元寇
紀略と云うと云う既と云うは探索
せしむる因と云う意見を述へ封事一冊を
政府へ轉達し日八月海軍省に於て江上
第一進出要と云う海軍省の赴き志は不
を托して海軍省十月幕府よりして外學松尾

我々佳真の家は新章とて文久元年私に因
を以て他藩の化をせしむを得し小呂作
の流るるの中より数行の詩を採り
刻書し之を書周易を讀む日三子に言教
せしむ家より後日七月家兄無用の書を
為の皇女に運命殆く盡んといふ傳説す
るありて後なる由を述し再び藩を脱し
と事し又りて身を去るに托し三傳云
は後述しと野只人と稱す文久三年舊れ

世子下野守上系れ途中より建言しけり
ハ建部自強因旋しと世子は先立りてめ
薩長二藩の私解を謀りて即入京し列
藩の士を會して藩を二改せしむる王業を
輔翼せしめんといふ意を呈し其志
朝廷に達ししを後述し書を録す

尊王攘夷の意致徹底候様因旋
可有之候事し

八月十六日 参政

是におりて無二勅王の名目方の事
一羽忽ち本意の更し捕縛せしむる藤原
は多かる元治元年三月日志十将名録史出後
平家勝忠と云はれり故に彼を脱奔せしむ
る無可勝忠と云はれし長藤の事三條の
随従す無二上別上方頼朝の元と仰ぐ公の
執事と云はる日六月長藤の志士藩主及び留
富七経伸の宛と訴へんとて高藤の登る無
二其計策の老を頼朝に揭力す八幡の事其

藩の名長演忠を部入に九一抄聖三年牛浦
春三郎と連名して去る八月十八日詔勅前後
齟齬せしむる長門を議父子及び三條の
等勅勅せしむる御前より其志意を下問
し給ふ事と云ふ事迫切なり後使となりて
長藤の敗るる及藤原兵敗退るるも長藤府
内深し軍に留り列位を率ひ長藤を入城せし
と云ふ事二月長月形洗部詳言し上議力を
竭し終る三條の事と太宰府の移し事年

んとの海を渡るも 明も 徳も 迫るもの
料り知しきりしを 許せん 神宗長加して 無二
は 薩摩を 扱すの 功なりしと 用ひて
新く成 事は 恨すしと 悲憤して 止まら
維新以後 本當ふ 代に あり 薩摩を 建てる 困
の爲に 死する者 多かる 無二 是の 類あり 且 累年
初に 此志を 皇室の 衰微を 憂ひ 存する 力
して 死す ありしを 悼む こと 永く 其家
に 子孫を 考へ 料り せしむるなり

右の無二の姉妹 高直 高任の 輯り あり 依りて
抄し 補記せり

衛生 高直 高任 述世 偉人 傳より 中村 無用 無可 無
二三 兄弟 を 全傳し して 論し 曰 偉矣 無用 兄
弟 三人 忠孝 友干 之 篤也 易曰 二人 同心 其利 斷金
况 兄弟 三人 乎 而 時運 之 未至 皆 死 乎 非 命 可 勝 嘆
歎 設 使 三子 馳立 乎 朝 効 力 於 職 事 則 其 所 成 就 豈
止 於 此 乎 哉 小山 朝弘 曰 兄弟 均 是 烈士 而 由 傳
中所 記 觀之 則 仲氏 爲 優 矣

伊藤清兵衛

伊藤清兵衛勝益小字平次郎鴉平右衛門
周成の子男として母月成氏より福岡城下
那珂郡柳原の生家の長として族人伊藤森助
常世の聲をきかすなり安政四年九月養父
の嗣を世禄二百石を交り後思順の
一子として職を辞し日志を共よる攘夷志
を立忠を扶け森を掃くんとし度意を
日志に承け人林田せしむ大獄にかりんす

勝益大に愛し藩度此志を以て諱し日志乃
活路を闢かんことをせしむるも志は
もたれ終るに日志あり己も林田せしむるは九
月禄を奪ひ獄より脱れ日志亦日志を
共し刑に就く第三十三也城下佐幕さふ
葬る勝益文武の業を勤の類るる藩に完
め振刀術の絶きその志多し後報を七折を
くまひ且旌忠節の姓名を表して名をるる
明治三年七月勅に日志をく方向積平に

國家の心方と存せしむる高志を思ふべし
懐くも永世毎年銀二十枚を其家の初
年賞としてまゐらむ

伊丹真一郎

伊丹三郎重本が字の奥吉約半と号し
三十郎重遠は長子母を扼弑氏祿を撤下
明河郡下郷赤村字源治本屋の生る安政

七年二月父の嗣を世祿百石給石と云ふ
る世組より下迄元年同志の赤澤殿を憂
危の内よ建言し仰る所を履んで位を
おぼ重本もその事を扶けしむ過塞せしめ
らるる明る久元自六月よりいままに教諭ふ
がら密に同志を謀り上表裏の事件を
告ししむる福を削り隠居せしむる命せしむ
る代彼次郎重安の家祿を削りしむる日三年
重本が罪を除き重安が刑録を還し給ふ

後征長此事起りし事及び其後入り
月形輝一早川勇を授け、説諭探索を併せ
あり一日行只人を看る説し不謝して鞆削
と與へらるる家五卿を連らるるに書を盡しけ
るに書を結ぶ

此方共移轉し俄明十六日より十日に於て
を以て秋表及正の成吉より指必を以て
不令渡海決定に付解き、俄早く因旋
ありて夜に入らる

十二月十日

伊丹三郎

今中作を信

重幸、父の教を以て書を能くし、もれに此時方
筆翰に優りて、其の事なり。公卿西渡
の後、山口慶よ入り、隊士よ應接し、帰洛
を頼む。長光右郎、芙蓉三、窮危を以て救
ふ勢あり。本慶よ還る山口慶より、重幸より、其
爲目として括括せし、を以て國製此刀に記す

と居てつづきしに、その後、
せしき竟ふ御ふりされ、
刑の初め時、
幕の重幸、
姦人と思ひし、
一世人を誹り、
欲向人間斬毒蛟又、
祓徊句を化多ん、

極愛心や、
徒死せんとい、
患へ百多十日、
して安眠せし、
たり且多、
友人重幸、
温存するを、
戒と危る、
重罪を犯す、

を以て隠居禁言せしむ又主を以て嫌ひを以
て承言言部しもまじりて罪を以てり重遠
博史強記し詩を能く筆力人を驚かす武
藝を以て総へ劔術此書を客の殊に書成後其
師者為幸大夫涉文化幸留幸後とて其王氏義
を以て旦劔術書法を能くして藩士の教授に
當り簿念の過きり淳右大将の墓を見て多財
を積り居受昇壇拜不聞朝帝京幸に壇上草
應愧向陽生と賦を故主人幸遠及び月形深藏

弘長尾正兵衛重遠等其親友門人其王以義を守
り幕府の王室を侮蔑する公憤激し邦憲
を以て罪を免れ重幸の事一後幸遠重幸も
其罪を免れ重幸の事一後幸遠重幸も
幸遠國家に為る志を幸一衣箱と與
へし其重幸を慰めしれ明治三年重遠父子
の事一其重幸の志を以て究むる
事一其重幸の志を以て究むる
事一其重幸の志を以て究むる
遠に終身毎日子米中み甚重安よ米三十苞

を福ひ又き家々の世に毎小銀二十枚を
興へて重なるの奈資とせしむる也

野村助作

野村助作貞者俊者。改心守る在馬貞則の
二男。その母を神代氏也。祖父新三郎貞貴と
いふ弘化元年六月八日福吉殿下那河郡某院
字井色に生まる。知くして父を喪ひ兄番貞和

もまた病身なり。いは全くと仕と辞し
乞ひて者を嗣。仁文久二の十月許して
世祿三百三十石と云ふ。祖母せむる祖母
望東死。意欲回中。兄弟ともた時勢を
傷み幼子の志存りり。より友人中村無可
も成りて力を朝廷に専らせんと欲し
者。同行を勧めて先立りて人君を執りて
養へ曰た忠。いつ者あれ。二方。月。心
と。け。つ。く。さん。三條。公。等。本。爲。移。り

流るるに身を托はる命——運しより方向
蓋し——*Journal* 女史志紀元 姫姫とて防護
せし世終る日十月廿三日 同志五漢し上と稱す
こりけりある命を主界の配流し 牢巻し
と命せし運勢し 故に獄より出るに時
一首の歌をよみし——とわくふ心づく——乃
君の為 赤死心の道に迷ふ——主後脚氣
を痛みたる日 獄の志士に力とを——と看
護し されし 獄中——醫藥志し 任せし 終

る 危まるる迫るる時 流るるまを命しぬ
まひたるも 運の心と世の残さ—— かしこ
親よりこしと我らも 死ねたる涙をひき
かぬ——美と命——と——とわたり 獄に六筆
紙を許され 終日獄中 泣く 隣獄
し 此中ふ誰かを生を命す——とわたり 此獄
世を傳えよと 呼ひけり けり 時よ 女史志三の分共
歳二十日 博多 明光とふ 葬る 此時 獄
存し——とわたり 有 家 年 少—— 甚 水 決 代 歌

笑ふ者涙を垂れざるあり。省人たり。孝友として孝を勤め志を況れ母病休まのころ十餘年具和し心を念せ孝養言存し者歟。一後史の孝行の善徳を文し。明治一新に時運を除き旌忠祠を築き又累子勲を志す。官武深務の時確乎と。高を望めどもも家より心力を尽し不きより。寛在の隆の徳を志す。けり病死せし誠忠傳。其家。愛するて終年報于故。法事と命せしむ。

森 勤作

森勤作通寧、字子靜、母の耕、幼主一。も外と稱す。吉田島を父、生季の父。母は長尾氏なり。天保二年早良郡福富城下新屋浦の生る。幼して森寧藏通告知養ふ。も。通寧の嗣父。助通亮ハ通寧の生母ハ外曾也。通寧は永二年十二月其父の後を嗣き。十右三ノ扶持を交へ。城代組士。後納。後

なり江戸の祓役一職を罷一後元活
紀元長仙の役起し一命を交す
本藩の死に乞ふせし一諸藩の群衆の
況をみれまゝの事と思ふに對する藩忠
姦お筆ふを聞くと尾江留りたる榮植
尾崎朝秀と一過宣一と一因旋を命せ
らまゝ一を再び渡海して藩長り
士等しい共のよき藩此ら藩の士平田大に
尚睦父子等を杖持せし一小右衛門志の

業皆過因せし一過宣等のよき還りの藩長
の士是とて方て返せな福を免るべし一
二藩の本藩一時を俟て一勤況せし
過宣一免るべし一其の事一知るに其意志
病しとしも復命せし一他邦に
奔走の道にありしを返すに
過宣せし一のらき後獄より一福と収め
らる刑に就く終る時よ其意紀元十月
廿三歳三十一及び一博多妙樂寺の葬る

通寧、氣節人の徳と諂諛の態を惡し、屈
撓の意あり、劔と善し、且生父の教を遵
ふ。常々論議兵要録を讀み、其意を
旦月形流系詳の學ひ、長沼氏の真音を
窺ひ、又外舅長尾正盛重威の物で
書を學ひ、其教育を受くる。際、同
四年四月通寧の巻をせし。兄尚志樹
の三男恭平、毎板を以て、其後、八石
三人扶持をよられ、後二石を加て、常禄小

後、通寧の罪を除き、其資を給ひ、姓名
を削り、刻して、旌忠の節、其又、勤王の
志を、一方、破平と、して、其家、心を、成
す。其れ、其の、宿志、を、遂、ぐ、り、其、時、外、永
世、其の、料、を、毎、日、銀、二十、板、を、其、家、に、よ
り、給、ふ。

通寧の兄、吉田多忠、一也、其の、始、め、市、兵、と、呼、ぶ、
吉田、其の、近、信、の、養、子、と、なり、其、時、其、年、十、
石、給、ふ、其、時、其、組、の、友、人、と、なり、其、時、其、年、十、

志を立しし事府の富兵ありしに卯乃
鷹揚擲しし事府の富兵ありしに卯乃
物し一日病なりしに忽ち死に時を告げ
元自八月甲子なり人其死を怪ししも養家
此福の全くを子に教へて死にゆけり故に
是すありて事府の富兵ありしに卯乃

安田喜八郎

安田喜八郎勝從の福治の末子にして安田
仙平の養子となりし事永享五年十月其家を
嗣ぎ世祿廩米十七石なり口月侍を養
ひしに喜八郎は仙平の子鎮勝の養
子にして致仕しし事貞和の退隠せり
切くして長尾重盛の書法を學び月形詳
等に儒學を講せし事同社の大義を明しし
事貞和の方向を定むる事ありしに細行

る拍しは故の遠賀の在りしとも常の故下
の権後して日志の譲るこゝろなりて森海寧
伊友勝益等と共に寛文罹る名を賜り
んとし 皇所此事成るすゝむる共文應元年
癸卯より化終る同年十月廿三日伊丹基成亦
と向し死刑の文をせし時其の案三十二也
明治三年勝從の累に勅され志篤く其家
為よ心力を尽んといふも寛文の如く其旨を
正さざるを憐れむといふ水世系資銀二十枚

をせむし 旌忠節の事いふは如く
徳成等と同し

今中祐十郎

今中作兵衛

今中祐十郎守直は保守忠と那珂郡下等
赤村の産より仁左衛門守道三木氏の裔と三
男一女とあり長は庸生為重二は守直三は
守忠也守道是田氏の世居といふ抱大翁也

家業として秘奥を家の一にせしむるに
又秘術を併容して許可を乞ふより今となり
横並として屏衣傳令は安んせり勅師
吉留涉通稱吉留乃若くは王霸を卑れ道義
誇るを以てするはよくなく三子ももて道義を
教諭せしむるは皆道奉して方向を定めて
事卓然と官武混錯れ時坐視すもよ思
ひ凡海津に倫月形詳等と議論し或は
貴も勅統として圖成勅之と純く人事を

謀きし志のこころなる守忠意の達せしむる
を悉く脱走して因防の三田尻に寓居せし
まき三條らに随送せり斯く藤法を祀
せし忠実なるを以て海後を命
せしる元治元年月形詳は長門の入り
て云卿を詔ふに連し藤長を私解するを賛
成し後守を以て獄よりきられ姦曲乃
行を以てししる兄や及ひ日志海津月形
等十二人共う死刑を乞はせしは時を憂

元年十月廿三日よそお志ハ三十一歳お志ハ二十
九歳かりり守志ハ沈黙ハ言寡ハ唯
尋常ハ人ト見ルハ後森通守ハ身成
志ハ國ヲ守ルハ異教ハ擧ガシテ
笑ハけヒテ終ニ歎セシメテ老ガ
為重ト二弟
ノ教示粗漏チアリトモ抑ク隠居セシメ
ラシムルハ切ナリハカハ中氏ハ子守身
ヲ養ヒテ嗣ヲ傳ヘテ母ヲ事スルハ明治二新
ハ日也家ノ為ニ心カクモ長セシメテ究極ニ耀リ

忠志ヤ志ヲ守ルハ一トモ追悼ハ一トモ永世毎
ニ至濟浪四千枚ヲ給クハ一トモ守身ハ
命セシムル為重ト究メ信ズハ雖モ志ヲ守
テ世ヲ守ルハ一トモ終身毎ニ至濟浪
蒼天トシテ給クハ且賢妻トシテ夫ノ心
心ヲ守ルハ老母ヲ養フハ一トモ追孝ハ意
守ルハ嗣ヲ守ルハ志志皆良ナルモ教諭ハ
一トモ養フハ衣物ト學ハリテ又母ハ三木ハ
志存セリ一日終事ハ家養ト教養ト事

厚く〜一家雍睦するを幸して黄
金級譽へらさけり

筑前志士傳 五

筑前志士傳卷之五

長野誠輯

石井廣郷校

松田五六郎

松田五六郎安定幼名茂松尾越吉といふ
福昌城下剛崎所生る松尾越市は長男なり
為人廉潔勇猛の事は遠くして屈撓する
意なき。佐上郡飯沼村の神官中原觀貞の養
子なり其職を嗣して長野庄や其八幡宮に

在任——後、位下出羽守。叙任、八加、
その事能う、二丁字、
年長、岸原養元、
い欲を諫せり、家老、
多岐製、
川、
遇ひ、
——
と、
と、

大勢、
み、
籍、
色、
と、
胡、
作、
切、
多、

高木保信と曰ふ加藤任重池尻懋徳蒲敏寛
宇都宮茂廣田執中岸上安臣徳平茂小坂
旗宗中津義直酒井直則之部勝正与沼秋
加屋時雄之知茂能勢成章安茂強恕松山
正史千屋孝健十六人と共々割腹して死に
安定年三十八也世よ是と天正山殉難十七士
と稱し寺僧之屍を集めて葬りし世に
假よ之墓を建し遠近より吊ひ香火を献
る者多しと云會津邊人其名を作しおぼ

禁中〜ともまおすの者連続して終へん
其意は日朝廷其志烈を褒めし其墓を築
立つ〜と云許し終ひ〜と云畢と〜と
云果不折を期ん其の事ありて十七士は名益
彰る安定は其後の人か似し既其地處此
地之籍を改め〜と云其後〜と云其地
権者〜と云執政等〜と云併せあること〜と云
其〜と云其の妹を將鏡の事と云〜と云終は二口
〜と云

吉田太郎

吉田太郎の實は始の化務といふ城下北地仍不
生の統を吉田勘因の長子也父の嗣たる故有
て忠節らる尊と志をく一箇はの振るるこ
と也中村初めし五條と森吏を斬りて是州の
き入隊しきよて長瀬君制の忠を拂はん
とせし日空を殺しし軍役をてし
くも名人の氣を志の色を愛しし日空の
傲然して但し其後後度ふりし病に
おれ

長瀬の病院より治療しけし其終に死に
すは年三十一七歳也其年六月十二日也
其時長瀬の軍に勤むる志を抱きしと志
しし一柱忠節の事し且其言三十七日
に空の家
に永世を記す

中村哲藏

中村哲藏の敬信の事し其言保六の九日

形河郡下野村湯池里に生る父を在り致遠
祖父を少平次 といふ世に中軍にありて
父祖より書を傳へし子身を教授を致遠に
又射術を勉強して秘奥を究めしは
流し多し若多し致遠にありて母を失ひて
父終りしより孤獨の身となり日俵を識り
如きはあましむといふ父の威徳を絶の且未
を致遠の定むる宮おせし父の養育を絶りし
未其家を私し付書をも悉く失ひしれ

致信姉夫の家當射師に上善述の家より
入りて其術を勵精し書法をそひひく
其術をく又師の二る善章由果門の代
常德と兄弟にありて親みする王乃大義の
えはえ多執政中村三の脱履しあるを
善の言となしんよし致遠に致すは
めんとすもも容るる還るまし中村哲を
信義に若むれ其言を疑はんとし
即致信は無二りしは道をもひのこす

用ゐるものなりと命ししも、はる事大痛なり
危々然と辞せよと云ふも、われも、廣命を更
し辭せしむふありと云ふて上京し無二と勅詔し
日行しし三田尾よりし、ふ田部為雅奉告し
為は事情次第に、無二國よりし、危々然
今、宗富より三條より、中、國の士、甚し、無
二を、め、り、侍、せし、り、い、こ、と、支、可、三、使、より、し、
し、其、言、に、は、い、し、り、代、言、は、森、信、度、
等、無、三、國、より、し、重、科、の、事、な、り、と、い、ふ、り、

此、多、る、を、致、信、執、政、に、欺、り、て、日、行、せ、は、
先、彼、後、斬、ら、ん、と、諜、し、し、り、と、身、身、還、り、
う、は、そ、福、の、か、ら、ま、り、其、後、月、形、詳、し、屬、吏、
し、り、り、長、藩、人、禁、制、の、迫、り、し、り、と、い、ふ、り、
致、信、の、命、し、て、甚、事、一、情、を、探、し、し、り、
既、し、り、し、事、より、し、り、日、藩、の、無、田、部、七、尚、義、
長、兵、の、通、り、し、り、軍、使、の、家、通、り、致、信、
の、旅、當、り、投、り、し、り、同、族、人、の、托、り、
麩、粉、代、務、を、製、せ、し、り、て、匿、り、助、り、取、回、

見聞一幸とあるを録せしとて三事録
註して邦考の缺る安政元年八月を廢す
すしそ風説をのり高松を初め君のむ状
まもも書つゝ稱し國字と思ふをせし未
心よりは一幸とて并特の意程此先を
思ふらるりし一建言すしとてそそ後絶の
志を著して東十巻を記し又郡役所の
手紙とてしれ振言方々附の轉し學校
の勤せしめしきし終に職を罷りしをり

正敏車其家を生れ卒人の職を安んせし即ち
之人の志を信するに歴任するを二と合
はれ又勤王の志を承りしはは閑退するに及
び肥後の遊ひ永治三年の諸有志とて文
王すし馳驅するの志を立て文之二を脱履
して高師の入りし藩士の信をせし又長履
の轉し婦上の家を出仕し更に因廣の信を
て中しよは脱履の喜傑の文のた名卿の信を
高の平并收為郎義比の信して本廣の平野

國名月形詳々の凶図を解りんと譯りぬ譯友
言敵の誘名士を招く事、形、毛、廣、成、田、津、を、
利濟、等、共、の、廣、の、前、の、も、天、下、此、形、海、を、編、
衣、切、合、ま、の、知、物、を、受、り、又、朝、の、編、本、廣、
の、海、を、解、り、二、卷、の、一、の、依、り、朝、の、結、
日、の、場、の、ま、ひ、て、或、入、流、長、の、入、ら、ぬ、言、論、
難、難、す、り、を、思、め、は、終、り、も、お、廣、の、害、の、なり、
告、げ、さ、し、捕、り、廣、の、り、さ、ん、と、議、せ、り、も、ま、め、の、
事、師、を、預、り、て、さ、る、明、の、元、は、え、り、長、廣、兵、士

禁闕の道り、一、は、幕、吏、其、黨、を、搜、捕、す、る
一、は、敵、也、時、は、正、敵、の、大、坂、の、宮、を、一、の、友、人、家、家
よ、り、敵、一、を、合、を、獲、り、ぬ、ぬ、追、若、ある、を
急、下、ら、ぬ、敵、の、居、を、新、お、追、若、そ、入、り、一、家、を
認、め、て、告、り、か、は、捕、吏、正、敵、の、目、志、と、併、せ、て
二、人、も、も、敵、の、り、一、を、鞠、回、せ、り、に、合、を、奪、
一、者、い、と、去、り、て、正、敵、等、の、知、り、さ、る、明、の、
一、を、さ、り、れ、も、浮、浪、も、長、廣、日、志、の、若、共、い、り、て
死、刑、の、決、せ、り、と、同、え、り、れ、日、志、が、父、密、り、

毒を嗜りて二人いよいよ獄中にて死せしむ。此教
の歳早稲也。此教書を好みて、最兵法の心を
よせ著述せしむる者あり。談論必善。筆翰亦
長。其學經濟を主とす。詩歌の意を用ひ
好みて、人の難を破ひ紛をどく。然るも、賦を用
ひる亦節なり。有るに貴く、是れ一書に二人
又貸りて彼我のありなき。期約を背く事かな
く。凡の識りも、是れ其の儒書兵法を併
せ授けり。原長野誠も、暫く読念りて、兵法

既、蘆真を宥むるも、評可と與らざるに
毫も温む色なく。陰陽の道、失はれ正教の弟
流、三郎正弘の支那の兄弟倫ありとされども
只其勤のありて、其交も、兄弟の。後、以て
逐ひ會して、王事より力をそとんと。藤田邦茂親
り、随ひ困むるあり。是を、幸ひされども、其の方を
知る者、長蘆の宮。諸経紳、随從せしむ。
澤宮嘉兵衛を、奉らる。半年、藤原と共
但、その銀の據り、軍役、長蘆の還り、三田尻

りきしむ。瘡癩を痛みく死を討つ。元治元年
四月廿八日歳二十七丁卯。後兄貴里の勅を以て
を懐き居る。母を悼み永世を涙とて
其家より毎の詔十四枚を御い苦ふ。旌忠節の
事しむ。ききり。正敵の妹名。由紀。奇節ありて
一度嫁。念はく。そくる。顔る。容色あり。故り
是を求むる。その故。人。阿ま。ても。再嫁。せ。た。女。弟子
を。教。織。経。を。以。て。業。と。し。兄。が。去。り。後。は
獨居。し。て。己。を。志。し。く。飢。の。跡。あり。志。士。の

窮厄を極へ。無可幸の脱走せし。由紀の
家より一宿し。後兄貴も五事ありて
依方なく。登村を去る。其様を以て。維
新の後。其志節を賞し。二日の月俸を御い
飢渴を免き。不幸あり。明治四年
二月廿一。一宿し。て。没せり。其様世に
いつても。美し。なる。花。を。以。て。賞。し
教。せ。し。む。也。

世々の熱し。人の心を。永世に。毎の詔を。

そ家より経い置録の後三の事と併せ
て由いぐ承賜致度一経い一と皆同し
類一く記せん

舟田要七

舟田ありて尚義の夜泊郡農民の子より統
一の善子となり其歳に嗣を一一と據の志
存一文武三の京都の藩邸に被役せし

幕吏天皇を廢し奉り中山宮を即位せしめ
己等の姦計を忘るせんとする微あり。笑けきは
傍観す。日ありんそを周防流高の諸卿の
告あり且毛利氏よりして微切をも三んとく
日傍西原守右郎静風と共る。比嘉多原次高朝の
随ひ日十月脱却して山口藩より入る。山田三郎の
改め其の家より列なり。元治元年に高増の随ひ
上京し宿の日に公に第よりて我の軍故を京都の
清伏し後長洲より奉りて還りし。一は姫宮の

平田大石尚睦の依頼せしむる志を感し
對する人となる——三名強竹興しをせしむる送るが
儀ありと云ふ——
長洲の達し——孫忠孝入隊し小栗三郎を稱し稱
し——
第二十八也後——勤王の志を盡し——
忠初もあがりて家もあつた事ありし事吉田
中村等と同——

瀬口三兵衛

瀬口三兵衛善和の父を順可とししては水坊と
なり善和も父を失ひ十一歳にして母死し
——
坊より孤るるなり——を姉輩し——
坊より孤るるは日藏の業といひて義を好
み武を講し——
励精し——
目録にも——

常の習村を去る他は勤王志士と交りて誠
を養ふ所は譲り退隱して事々々攘の大義を
唱ふるが善作善風を毒として平尾村に匿き
時の志士吾れを以て偽せしめ牧養を執りしむ
去風還画の夜も吾れを以て新井柳樹の
遊より明日日林養早川善教の善和善善風を
日行ししと善作の毒り善風を別して三人の若
國のあつたき善作の忠告しておれに議堂を助け
宗家の危難を救ふことと勤王す善和後獄り

下さむしは款率れ煩き一飯の合らねとて飢を
死にま川しとて数日なり一飯を揚るを 豊余
移し終る毒曲の事と日させしとて死刑り
交せし心時よ善作應えん十月あきなる事
二十九なり其終の臨みし 下さむし
死ぬるをよけしとあつたく夫の國のみり
せんし後究を書きしと柱忠約のみり族入
の善作は終る中村致信の同し

堀六郎

堀六郎義則の父を慕ふとて父の跡を継ぐ概分
守奉と誓ひしり人争ひ殿らう世のや久
吾くさうしりた仕をか一らうく多富窮
常珍強して後母を養ひたり日里れ仙白に教
るよ幼多の義を学ばる文久三年母が日志の井
上鉄英 字光卿 籍南竹 以醫者為業 一托一志有く因縁
あるを大監家にお定て投書一長後へ入る
圖りて更福一王事よりとる人として中

も金を得れぬ母の病に心を遣ふ浪山乃
一平野五郎の腹に後主明の還了其邦若
の寛を訴ふる日常懐中へ入る後本藩の志れ
こゝろへ一舟由尚義と還る一に共く姫路の
配流せしむる意を七月十九日尚義は同く
刑死せしむ時、乃平三平迄終る際平辞せり
歎を鉄英の病にきり 限しきく身は朽つる
も魂はなる鬼に守とすし 扣後後居歴
生動主の志と家より定むる一語り 一は海のみ
多富窮の意

旌忠祠の事ありて経年二日の月俸に給ひあり

大神 壹岐

古神を依り磐沖の姑の磐磐興といふ所の國志傳に
那前系村に祠宮也父を和泉といふ知事ありて
堰（堤）と稱し一層生河合勝文は仕入文の業を修め
勝文の事より義を説くをききて方向を正し
因かぬよりと畫さんといふ後父は世業を嗣い

祠爰となり礎平とて初志を變せし其意
紀元三月斬姦大業の意一脱走して長藩に
依りしは益田等も清いよ業一十七日の旗を替り
日十月志ありて海邊せしと思ひしはまじひま
きは 御堂ゆゑ日のひらきかたをね言さ
り當時も何るの事竟に捕らんれは長藩に配
流一人牢せしめりある意二は長藩の獄
より十日十月廿三日死刑の處せしる其年三
十二業也後寛政を遷輝し旌忠祠となり明治

三月廿日、家より、世年を告ぐ。銀七枚と、ふい
き、資と、一、結、一、始、の、國、を、去、り、一、日、書、の、龍
刺、一、と、子、の、一、解、正、ある、もの、を、後、こ、なる、を
相、官、成、嗣、き、一、

上原右内

上原右内之孫、北條徳成、在、一、日、官、宗、軍、吏
職、之、淺、智、婦、年、利用、と、志、成、日、一、主、代、物、の、

志、を、實、し、一、信、長、の、役、起、り、及、び、主、の、隨、ひ、廣
普、總、督、誓、し、世、傳、を、力、せ、一、に、徳、本、刑、也、と、ま、り、
日、元、勝、も、二、居、と、共、し、女、人、又、曰、き、一、か、り、と、て、
三、人、曰、一、く、敬、め、と、ま、り、一、一、元、勝、病、と、て、其、志、
三、日、廿、日、海、終、り、結、中、の、元、と、宗、軍、平、と、ま、り、
維、新、の、方、合、し、主、邦、の、名、を、力、し、一、志、節、を、境、の、
一、一、一、と、ま、り、一、一、推、志、初、の、事、と、ま、り、一、一、志、節、を、境、の、
一、一、一、と、ま、り、一、一、

戸次彦之助

戸次彦之助鑑繁の城下地り此彦をて父彦
彦右郎爲美といふ彦助字叔陽の後に嗣
きつて鏡のついで日御の平野雪良の親みす穰
の大義を知りて志を立てり孝父忠父叔父
日言四郎爲樹姫教を交りて家業を承りて
同僚を以りて者護せし十月廿三日同志數
十人死刑をせしむる鑑繁の叔父の爲に富后
せしむる彦之助を以りて爲樹の罪を承りて

後刑の終らんより邦君の父母の玉座處に依
頼して厚誨を以義を授せん謀り者護せし
原田孫兵衛の教を以りて是も義を好む人なり
此の同意し三人お供いふを以て同道
を以り十位に在る艱難を嘗め日向翁を以りて
虎兇害の事し其志士の志を述べて依り
せしむる憐みし潜匿せしめり爲樹の親を
以りて笑ひて捕吏を都りて逆西を揮りて
長別を以りて入るる爲樹中津の爲りては海

乃考を礼さしむと母道まひて獲たりし相
匿る事一年よも及びし。落座よて幸属の
君悔悟ありしと信る者ありきれば茂樹の別を
帰らむとあり一封の書を献きりて捕へ獄
のまはれり。然るに於座見志ありし。或時
入ぬ其境のひききり身。みまほのふ秋乃
とそえんふると詠せし。日を経た三河國の人
俊光を看る。傷つけしをく終る死に時の志應
二の七月廿日よて第三十二也志士甚なき。哉

輝み城下の南丹まき。そく葬と考るるは屠腹
せしむ。後平廣懸無の功あり志を黄し。旗
忠相よあり明治三の。も母族大神三三徳一子
三太郎をそ嗣と。五禄を給ひ母のそ資
を給せしな茂樹。も富は花とむきれて原禄を
そむし。

佐坐藤三郎

佐世藩三郎義直は、捕られた佐世興平の者も也
と、めし族月形あるは、常々養子とす、其
日始月形、父より、徳を以て、頭を理義を以て
言、攘の乃を、後父の家を、侵奪せし、と、尚
詳言し、親を、孝を、忠を、義を、下を、仁を、言
死刑を、受せし、と、案二十、也、明治三、の、事、勅、の、志、を
懐き、寛、の、權、を、憐、み、推、志、初、の、事、と、且、其
家、の、永、世、毎、日、の、徳、を、思、ひ、七、故、を、給、ふ

推薦 幸助

推、薦、の、由、は、多、く、此、平、民、の、父、を、言、と、し、梳
剃、者、より、兄、を、八、と、言、り、難、を、救、ひ、縁、を、解
き、と、義、狭、の、中、入、り、あ、る、と、王、代、義、を、知、り、兄、を、
常、に、次、平、石、を、右、平、と、志、し、同、く、ん、故、の、初、王
志、士、と、を、願、ひ、心、胸、を、披、き、て、五、歳、の、幸、助、を、
密、使、と、し、て、長、篇、の、信、使、せ、し、め、り、と、慶
應、二、年、の、十、月、廿、九、の、日、卒、し、と、り、病、死、し、後
遺、代、を、り、り、力、を、尽、せ、し、と、り、志、士、と、推、志、初、の、

以て其告状の文を用の或は詳略のまことに違ふ
完全なるものも期限の多きといふ日一月九日
呈とせり知りて今幸の慶主より孫利明小
命して志士に事と堂のめりる利明
ハ親交なれハ誠の謀るあり塗抹せり一旧
籍を訂して且脱せるを補ひ今朝延招魂
場を設け給ふ早一人の負はえり又
始の奸曲輩ハ黨せり一器と交り後勤美の
堂を受一人七十名ハ別ハ小傳と作さる

誠既ハ人殺と踏え表徳甚しく志失錯記
かうとれ且冗長な復文を載せり其初巻
より充ちられしものも籍を換ふる精力な
きとは電覧の供一雜一合扶るハ徳者
の間をせりし志士に忠烈ハ別ハ
らきんといふと乞ふれり

明治二十二年三月廿三日

八十二歳老史

長野誠識

